

- Q1.** 保健所や中央省庁の職員を名乗る人から「マスクを直接届けることになった。家族は何人か」と電話があり不審だ。
- A.** 行政機関の職員が電話で家族構成やマイナンバーなどの個人情報を尋ねることはありません。
- Q2.** 保健所からの依頼で来たという業者から、コロナウイルスの検査薬の購入を勧められた。
- A.** 行政の委託業者を名乗る人から連絡があったら、委託したという行政機関に業者の話が事実かどうか確認するようにしましょう。

アドバイス

最近は、マスク不足に便乗して、一方的にマスクを送り付け、後日高額請求するといった悪質なケースも見受けられます。マスクに限らず、注文した覚えのない商品が届いたら、すぐに開封や使用することは控えましょう。

また、あわてて送り主に電話をすると、相手に連絡先を知られてしまうおそれがありますので注意してください。不審に感じた時は、すぐにご相談ください。

消費生活相談だより
「新型コロナウイルス感染症」に便乗した消費者トラブルが発生していますので、正確な情報に基づいて冷静に対応しましょう。

おかしいと思ったらご相談ください。

- 相談窓口 ①役場経済課 消費生活相談窓口 毎週火曜日 午前10時～午後5時（正午～午後1時の時間を除く）
☎68-2211（内線442）
お電話や匿名でも消費生活相談員がご相談をお受けしています。
- 問い合わせ先 ②火曜日以外の平日と日曜日は、茨城県消費生活センターへ 午前9時～午後5時（日曜日は電話のみ）
☎029-225-6445
③土曜日は、188（いやや！）の消費者ホットラインで国民生活センターへ。
なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

商工会だより 青色申告をはじめてみませんか？

「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。 問い合わせ先 利根町商工会 ☎68-7417

青色申告の主な特典

青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生ずべき事業を営んでおり、下記帳簿を記帳している方は、最高**65万円**を所得金額より差し引くことができます。（※令和2年分の所得税確定申告から**65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります。詳しくは最寄りの税務署、商工会までお問い合わせください**）

帳簿の種類	正規の簿記※1	簡易な帳簿※2
控除金額	65万円	10万円

※1…一般的には「複式簿記」が該当します。
※2…「現金出納帳、売掛帳」などが該当します。

青色事業専従者給与の必要経費算入

事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度などに照らして適正な金額である場合には、**その支払った金額を必要経費に算入することができます。**※「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

純損失の繰り越しと繰り戻し

事業から生じた純損失の金額を、**翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができます。**
また前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰り越しに代えて、その損失額を**前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます。**

【青色申告をするためには…】

青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、所轄税務署に申請書を提出する必要があります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

情報公開・個人情報保護制度

令和元年度情報公開・個人情報保護制度運用状況のお知らせ

情報公開制度の運用状況

(実施機関別の請求件数および開示決定等の件数)

実施機関	請求件数	決定区分				不服申立て
		全部開示	部分開示	非開示	不存在等	
町長	5	0	5	0	0	0
教育委員会	4	1	3	0	0	0

個人情報保護制度の運用状況

(実施機関別の請求件数及び開示決定等の件数)

実施機関	請求件数	決定区分				不服申立て
		全部開示	部分開示	非開示	不存在等	
町長	4	4	0	0	0	0

個人情報取扱事務の内容のお知らせ

【開始された事務】

事務の名称	障害者プラン策定業務		
担当課・係	福祉課・社会福祉係	事務開始日	令和2年3月17日
事務の目的・概要	障害者プランの策定のため町民の意識調査を実施するにあたり、住民基本台帳データから対象者を抽出、調査表を送付する。		
対象者の範囲	住民基本台帳に記載されている者		
収集する事項	氏名、性別、生年月日、住所		
収集先	実施機関内（福祉課）		
目的外利用	なし	外部提供	なし

事務の名称	利根町妊娠・出産祝い品支給事業		
担当課・係	子育て支援課・子育て支援係	事務開始日	令和2年4月1日
事務の目的・概要	妊婦および子育て世帯へ母乳育児用品および商品券を支給することにより、産前産後の母親の不安軽減を図るとともに、経済的負担の軽減および町内の消費活動の活性化を図る。		
対象者の範囲	妊婦および令和2年4月1日以降に出生した子どもで、出生時に利根町の住民基本台帳に登録された者とその保護者		
収集する事項	氏名、電話番号、生年月日、住所、印影、課税・納税、家族状況、親族・続柄		
収集先	本人、実施機関内（子育て支援課・利根町保健福祉センター）		
目的外利用	なし	外部提供	なし

【廃止された事務】

事務の名称	事務廃止日	個人情報消去日
健康増進施設事業のための基礎調査	令和2年3月31日	令和3年4月1日

問い合わせ先 役場総務課 庶務行政係 ☎68-2211（内線318）

※個人情報の取り扱い内容については、各担当課にお問い合わせください。